

智瑤基金運用規則

第 1 章 総則

(基金の由来と現状)

第 1 条 この基金は 1979 年に大阪市旭区の故伊藤信義先生から、日本甲状腺外科検討会(当時)に寄付された資金により設立された。寄付のきっかけは、故伊藤信義先生のご母堂が甲状腺癌で逝去されたことで、甲状腺癌の研究に役立てるための基金を寄付したいという申し出を受けて設立されたものである。当初、運営・用途は甲状腺外科検討会(当時)及び承継学会である日本甲状腺外科学会が当たっていた。その後日本甲状腺外科学会は旧日本内分泌外科学会と統合し、承継学会として日本内分泌外科学会となった。これを受け、継承学会である日本内分泌外科学会が、この基金を当該学会の特定資産として区分経理して運営する目的で、この規則を制定する。

(基金の名称と運用規則の制定)

第 2 条 この基金は智瑤基金(ちようききん)という。甲状腺外科学会の承継学会である日本内分泌外科学会が、当該学会の特定資産として区分経理して運用できるよう、本規則を制定する。

第 2 章 目的及び寄付金の受け入れ、事業ならびに基金の使途

(目的)

第 3 条 甲状腺悪性腫瘍を主体とする内分泌外科に関する事業に基金を使用することを目的とする。

(寄附金の受け入れ)

第 4 条 寄附の申し出があったときは、以下の場合を除いてこれを受け入れることとする。

(1)公序良俗に反すると認められる場合

(2)前号に定めるもののほか、運営委員会が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

運営委員会は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(事業ならびに基金の使途)

第 5 条 甲状腺悪性腫瘍に関連した事業を主たる使途とするが、これ以外の内分泌外科に関する事業も含めて良いとする。なお、いずれの場合も運営委員会での審議で認められた事業とする。

第 3 章 運営委員会

(運営委員会及び運営委員)

第 6 条 この基金の運営に関する審議機関を運営委員会とし、日本内分泌外科学会の理事および監事をもって構成する。日本内分泌外科学会理事長を運営委員長とする。

(運営委員会の任務と任期)

第 7 条 運営委員会は基金の目的に合致した事業に適正に基金を運用することを任務とする。運営委員の任期は日本内分泌外科学会理事・監事の任期と同じとする。

(運営委員の解任)

第 8 条 日本内分泌外科学会理事・監事を解任された場合は本基金の運営委員も解任される。

(運営委員会の招集)

第 9 条 日本内分泌外科学会理事長が運営委員会を招集する。

(運営委員会の定足数等)

第 10 条 日本内分泌外科学会理事会の定足数に準ずる。運営委員は他の運営委員への委任を書面の提出をもってその出席に代えることができる。

(議事録)

第 11 条 日本内分泌外科学会事務局は智瑤基金運営委員会議事録を

作成する。

第 4 章 事業の執行

[事業年度]

第 12 条 事業年度は毎年 1 月 1 日にはじまり 12 月 31 日に終わることとする。

[事業計画及び収支予算]

第 13 条 運営委員会は毎事業年度開始前に当該事業年度の事業計画およびこれに伴う収支予算を編成し、日本内分泌外科学会評議員会および総会に報告しなければならない。

[事業執行の方法]

第 14 条 運営委員会は助成金の支給対象、支給額および支給方法を決定し、前条の事業計画及び収支予算の範囲内において事業を執行するものとする。

[事業報告及び収支決算]

第 15 条 運営委員会は毎事業終了後当該事業年度の事業の状況、処務の概要、収支決算及び財産増減の事由を記載した書類を作成し、当該事業年度末の財産目録を添えて日本内分泌外科学会評議員会および総会に報告しなければならない。

(基金の終了)

第 16 条 基金の財産が消滅したとき、または基金の目的達成が困難となったとき、本基金は終了とする。

(残余財産の処分)

第 17 条 基金の終了の際、残余財産があるときは、日本内分泌外科学会評議員会および総会の承認を得て、基金の目的に類似の事業に寄附するものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 18 条 本規則の改定は、運営委員会の議決により変更できる。この規則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附則

この規則は令和 7 年 10 月 8 日から施行する。